

「体験の風をおこそう」運動応援団（「ガチャピン」及び「ムック」）の画像使用規程

平成 26 年 2 月 1 日
理 事 長 裁 定
平成 26 年 6 月 1 日
一 部 改 正

（趣旨）

第一条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が中心となり推進している「体験の風をおこそう」運動が社会全体で浸透するように、「体験の風をおこそう」運動応援団（「ガチャピン」及び「ムック」）（以下「キャラクター」という。）を活用し、積極的かつ効果的な広報活動を展開することを目的として、キャラクターの画像（以下「画像」という。）を活用する際、その使用に係る必要な事項を定める。

（範囲）

第二条 この規程で定める画像は以下のとおりとする。

- （1）ガチャピン
- （2）ムック

（対象作成物）

第三条 画像は、「体験の風をおこそう」運動を推進することを目的とした作成物に限り、使用することができる。

- 2 事業対象者は、前項の対象事業を主催する機構（国立青少年教育施設を含む）、体験の風をおこそう運動推進委員会、自治体及び教育委員会等、その他当機構が認める団体とする。

（画像使用申請にかかる提出書類）

第四条 画像を使用する者（以下「使用者」という。）は、画像使用1ヶ月前までに『「体験の風をおこそう」運動応援団の画像使用申請書』（別紙1）及び必要書類を提出しなければならない。必要書類は以下のとおりとする。

- （1）開催要項及び『「体験の風をおこそう」運動応援団の画像使用申請書』（別紙1）
- （2）チラシ、リーフレット、ポスター等の広報媒体

（画像使用の届出）

第五条 使用者は、事前に以下のとおり手続きを経て申請しなければならない。

- (1) 機構が使用する場合
 - ① 画像を使用する場合は、事前にフジテレビ KIDS の承認を得るものとする。
- (2) 体験の風をおこそう運動推進委員会が使用する場合
 - ① 機構を含めた民間団体で構成する体験の風をおこそう運動推進委員会が、「体験の風をおこそう」運動を推進する上で、各団体が画像を利用する場合は、申請書を機構に提出し、機構からフジテレビ KIDS へその旨を申請するものとする。
 - ② フジテレビ KIDS の承認を得た後に、機構は各団体に画像使用の許可を通知するものとする。
- (3) 自治体及び教育委員会等が使用する場合
 - ① 地方自治体及び教育委員会等が、「体験の風をおこそう」運動を推進する上で、画像を利用する場合は、申請書を機構に提出し、機構からフジテレビ KIDS へその旨を申請するものとする。
 - ② フジテレビ KIDS の承認を得た後に、機構は各団体に画像使用の許可を通知するものとする。

(報告)

第六条 使用者は、広報媒体を作成・活用後 10 日以内に「『体験の風をおこそう』運動応援団の画像使用報告書（別紙 2）」及び必要書類を提出しなければならない。必要書類は以下のとおりとする。

- (1) 事業の報告書
- (2) 活動中の記録写真
- (3) 掲載された新聞記事等

(遵守事項)

第七条 使用者は、画像を使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「体験の風をおこそう」運動以外の活動には、利用してはならない。
- (2) 申請書に記載した内容及び当該事項に関する目的以外で使用してはならない。
- (3) キャラクターのイメージを損なうような使用をしてはならない。
- (4) キャラクターに関するグッズ販売等営利を目的とした使用をしてはならない。
- (5) 画像使用の権利を第三者に譲渡、若しくは転貸してはならない。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのある使用をしてはならない。
- (7) 特定の政党、候補者、宗教団体、営利団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は恐れのある使用をしてはならない。
- (8) その他、機構が特に附した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用差し止め)

第八条 機構は、使用が第七条に記載のいずれかに該当することが発覚した場合は、使用を差し止めることができる。

(使用料)

第九条 画像の使用料は無償とする。

(庶務)

第十条 本件にかかる庶務は、独立行政法人国立青少年教育振興機構 総務企画部 調査・広報課が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。